

富山県告示第277号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市下出字障子21の2・62（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第278号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市下出字障子21の2・21の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第279号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和8年5月15日

富山県知事 新 田 八 朗

東海老坂(4)地区急傾斜地崩壊危険区域

高岡市東海老坂地内の土地のうち一点から二八点までを順次結んだ線及び一点と二八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 47' 17.0246"	136° 59' 55.4075"
2	36° 47' 17.0521"	136° 59' 54.8752"
3	36° 47' 16.8095"	136° 59' 54.0689"
4	36° 47' 16.8685"	136° 59' 53.0770"
5	36° 47' 17.3397"	136° 59' 52.5155"
6	36° 47' 17.7136"	136° 59' 51.8526"
7	36° 47' 18.1771"	136° 59' 51.7817"
8	36° 47' 19.5572"	136° 59' 51.4838"
9	36° 47' 20.6858"	136° 59' 50.4526"

10	36° 47' 20.8830"	136° 59' 50.1704"
11	36° 47' 21.0896"	136° 59' 49.1842"
12	36° 47' 21.7906"	136° 59' 49.2303"
13	36° 47' 22.3502"	136° 59' 49.2932"
14	36° 47' 22.5635"	136° 59' 49.3260"
15	36° 47' 22.8947"	136° 59' 50.4944"
16	36° 47' 22.8431"	136° 59' 50.5179"
17	36° 47' 22.2277"	136° 59' 50.7725"
18	36° 47' 21.7239"	136° 59' 51.4222"
19	36° 47' 21.0385"	136° 59' 51.4313"
20	36° 47' 20.7114"	136° 59' 51.4907"
21	36° 47' 20.2304"	136° 59' 51.7579"
22	36° 47' 19.8071"	136° 59' 52.9860"
23	36° 47' 19.4803"	136° 59' 53.6977"
24	36° 47' 18.9695"	136° 59' 54.2176"
25	36° 47' 18.4106"	136° 59' 54.6875"
26	36° 47' 18.0075"	136° 59' 55.3201"
27	36° 47' 17.7108"	136° 59' 56.0638"
28	36° 47' 17.2989"	136° 59' 56.2164"

(砂防課)

富山県告示第280号

土地改良区の定款変更の認可について

小矢部市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和 8 年 4 月 28 日認可した。

令和 8 年 5 月 15 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第281号

土地改良区の定款変更の認可について

呉羽射水山ろく用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和 8 年 4 月 28 日認可した。

令和 8 年 5 月 15 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第282号

土地改良区の定款変更の認可について

婦負郡藤ヶ池土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和 8 年 4 月 28 日認可した。

令和 8 年 5 月 15 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第283号

土地改良区の定款変更の認可について

大久保用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和 8 年 5 月 7 日認可した。

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年3月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

新規用カード（緑） 752,400円

一般用カード（青） 752,400円

優良用カード（金） 752,400円

運転経歴証明書カード 209,836円

高速型用インクリボンセット 220,704円

追加備考紙 6,358円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既調達物品等につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年5月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

イオンモールとなみ 砺波市中神一丁目 174番地 外20筆

2 店舗を設置する者 三井住友信託銀行株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也

(変更後) 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 米山 学朋

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ほか30

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ほか32

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物周囲・西側／202台、建物周囲・東側／45台

(変更後) 建物周囲・西側／202台、建物周囲・東側／15台、建物周囲・北側／10台、建物周囲・南側／20台

4 変更の日 3(1)令和8年4月1日、3(2)令和6年5月24日 ほか、3(3)令和8年7月20日

5 変更の理由 3(1)人事異動のため、3(2)小売業者の入替と社名・住所・代表者変更のため、3(3)リサイクルBOX等の設置に伴い、駐輪場の位置を変更するため

6 届出の日 令和8年4月13日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年5月15日から令和8年9月15日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出する

ことができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
 - (2) (1)の事項の公表の可否
 - (3) 当該店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見及びその理由
-

